



インターネットでの情報提供	
提供予定日	平成21年3月25日

平成21年 3月24日 県政記者クラブ発表資料			
所管課	係(担当)	担当者 職・氏名	内線
教育総務課	学校政策担当	課長補佐 高橋宗彦	3515

平成20年度岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会からの「答申」について

「平成20年度岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会（会長：岐阜大学教育学部学部長・江馬 諭氏）」は、昨年11月に設置され、県教育長より、「特色化選抜」と「一般選抜」とを合わせて2度受験できる現在の入学者選抜制度は維持した上で、平成22年度高等学校入学者選抜の改善について検討するよう諮問を受けました。

これまでに2回の会議において審議を行い、本日、教育長に答申したので発表します。

答申の概要

「特色化選抜」及び「一般選抜」からなる本県の現在の入学者選抜制度は、

- 生徒一人一人のさまざまな優れた面を積極的に評価する
- 生徒の学校選択幅を拡大する（受験機会の複数化）
- 各高等学校が自校や学科等の特色に沿った選抜方法を工夫する

の3つの基本的方向に基づいて、平成14年度入学者選抜から実施し、本年度をもって8年目の実施を迎えるとともに、その都度なされてきた改善を経て制度として定着してきたと考えられる。

特に、「特色化選抜」と「一般選抜」とを合わせて2度受験できる「受験機会の複数化」については、アンケートにおいて中学3年生の80%が「よい」と回答するなど、評価を得ていると考えられる。

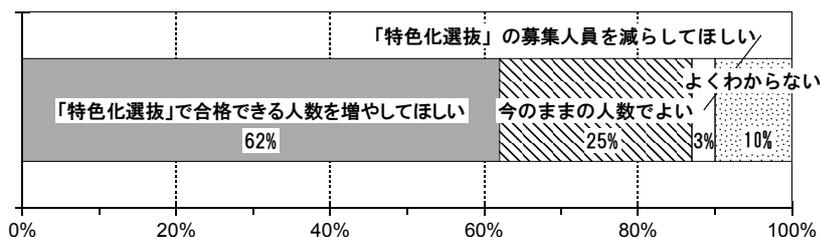
そのため、当諮問会においては、これまでの改善の経緯を踏まえ、合わせて2度受験できる現在の入学者選抜制度は維持した上で、生徒にとってより分かりやすく、よりよい制度となるよう審議を重ねた。

<諮問事項1> 「特色化選抜」の募集人員の割合について

(1) 改善の方向性

- 「特色化選抜」の「普通科・理数科・英語科」における募集人員の割合の上限が20%であることについて、たとえば以下のような意見が依然として多い。
 - ・ 「特色化選抜」で不合格になる生徒があまりにも多い。
 - ・ 「特色化選抜」で不合格になった生徒は大きなショックを受ける。
 - ・ 高校においては、「特色化選抜」の募集人員の割合の上限を緩和し、自校への入学意欲を強くもつ生徒をより多く入学させたい。
- 平成20年度に実施したアンケート（中学3年生・中3保護者対象）において、「特色化選抜」の「普通科・理数科・英語科」の募集人員の割合については次のような結果であった。

< 中学3年生の「普通科・理数科・英語科」を志望する者を対象とした調査結果 >



なお、中学3年生の保護者については、「合格できる人数を増やしてほしい」が31%、「今のままの人数でよい」が28%、「合格できる人数を減らしてほしい」が16%、「よくわからない」が25%であった。

- 当諮問会においては、「普通科・理数科・英語科」の募集人員の割合の上限を緩和することについて積極的な意見のほか、上限を緩和した場合において、特に中学3年生に与える影響が大きいと予想されることから、中学3年生に対してより配慮した対応を求める意見もあった。
- これらの意見を踏まえ総合的に判断すると、「特色化選抜」の募集人員の割合については、受験の主体者である中学3年生及びその保護者の意見を重視した改善を図るとともに、変更にとまなう各選抜の内容や方法への影響、中学校における指導への影響等も考慮した改善を図るべきである。

(2) 平成22年度入学者選抜における改善方策（概略）

- ア 「特色化選抜」の「普通科・理数科・英語科」における募集人員の割合の上限を緩和し、全学科において入学定員の10%～50%の範囲で各高等学校長が定めることとする。
- イ 「普通科・理数科・英語科」における募集人員の割合の上限を緩和した場合、特に「特色化選抜」結果通知後の中学3年生及びその保護者、中学校教育に与える影響等についても十分に配慮し、中学校及び高等学校間の連携を一層密にすることにより必要な方策について検討する。
- ウ 中学3年生の進路希望が、学科とともに生徒自身が入学を希望する学校により重きを置く傾向にあること等を踏まえ、現在、「一般選抜」において、理数科または英語科に出願する者が同一校の普通科を第2志望とすることができることから、普通科に出願する者が同一校の理数科または英語科を第2志望とすることもできるよう出願の弾力化を図る。

< 諮問事項2 > 多面的評価及び多様な選抜方法の在り方について

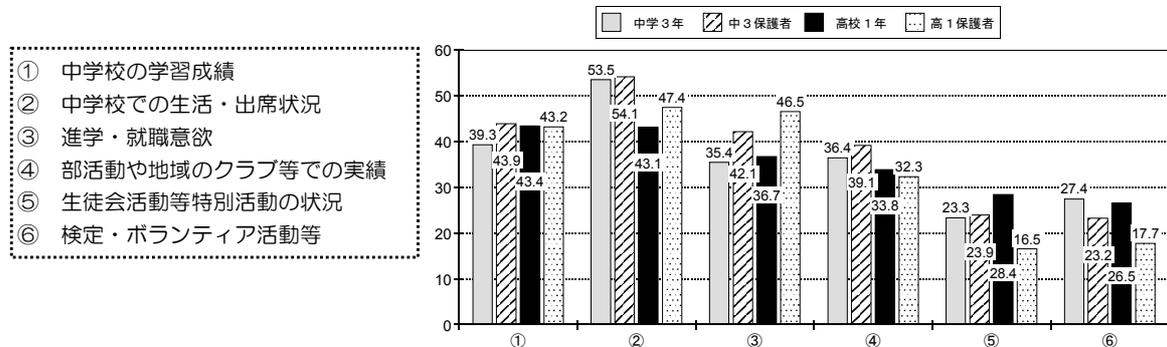
(1) 改善の方向性

ア 生徒及びその保護者にとって分かりやすい選抜方法について

- 「特色化選抜」では、「面接、小論文、実技検査、自己表現、特色化選抜学力検査」の多様な選抜方法を各高等学校ごとに選択し組み合わせて実施していることについて、たとえば以下のような意見が寄せられている。
 - ・ 「特色化選抜」は、選抜方法が多様であるため評価の基準が分かりにくい
 - ・ 各高等学校がどのような人物をどのような選抜方法で選ぼうとしているのか分かりにくい

- 平成17年度に実施したアンケート（高校1年・高1保護者対象）、平成20年度に実施したアンケート（中学3年・中3保護者対象）において、「特色化選抜」では、生徒会活動等の特別活動、部活動、検定等の資格取得、ボランティア活動等の実績等、中学校3年間の学習の成果以外の活動の状況やその成果についても幅広く評価してほしいと考えている。

<「特色化選抜」において評価してほしい観点について>



- 当諮問会においては、選抜の内容や基準をできる限り分かりやすく示すことについての積極的な意見とともに、学校現場に与える影響の大きさに鑑み、情報の提示方法や内容について、より慎重な対応を求める意見もあった。
- これらの意見を踏まえ総合的に判断すると、「生徒及びその保護者にとって分かりやすい選抜方法」については、選抜の内容や基準についてより分かりやすく示す等の改善のほか、「特色化選抜」の募集人員の割合の上限を緩和した場合の「一般選抜」も含めた制度全般の在り方についても再度、整理・検討する必要がある。

イ 中学校の「調査書」の入試上の取り扱いについて

- 中学校の「調査書」は、学力検査だけでは十分に把握することのできない中学校における平素の学習状況等、生徒の優れた面を積極的に評価する重要な選抜資料として活用されるものである。
- 「調査書」の取り扱いについては概ね重視している高等学校が多いものの、さらに重視するよう、「調査書」の取り扱いについての枠組みを示すべきであるとの意見もある。また、「絶対評価」の客観性をさらに高める必要性も指摘されている。
- 当諮問会においては、中学校の「調査書」の取り扱いについて、これまで以上に配慮すべきであるとの積極的な意見があった。
- そのため、選抜資料としての「調査書」の在り方については、中学校・高等学校間での共通認識を図るとともに、中学校3年間の学校生活を評価する資料としての重要性に鑑み、中学3年生の学習状況や学力をよりの確に評価する方法や取り扱いについて改善を図る必要がある。

ウ 外国人生徒の入試上の配慮について

- 平成21年度入学者選抜においては、これまでの状況を踏まえ、帰国生徒及び外国人生徒を対象とした入学者選抜において、受入枠及び出願要件（入国後年数）において一定の緩和策を講じている。
- 最近の急激な経済状況の変化により、外国人労働者の雇用状況が大幅に悪化し、外国人生徒を取り巻く状況も不透明なものとなっている。
- 当諮問会においては、外国人生徒を取り巻く状況が不透明で見通しが立ちにくいこと等

から、具体的なニーズを把握しきれない現状においては、入学者選抜制度の変更は見送り、引き続き課題として認識し検討を続けるべきであるなどとの意見があった。

- これらの状況を踏まえ総合的に判断すると、平成22年度入学者選抜においては具体的な改善は見送り、平成21年度入学者選抜における変更点の成果及び課題を検証するとともに、出願資格や外国人生徒の受入枠の緩和の観点からの改善方策についても引き続き検討することが望ましい。

(2) 平成22年度入学者選抜における改善方策（概略）

平成14年度入学者選抜から導入した入学者選抜制度の安定性をさらに高めるため、『特色化選抜』及び『一般選抜』の意義や目的をより明確にした各選抜の実施内容や方法」の観点から制度全体の在り方を再確認し、必要な改善を図る。

<「特色化選抜」について>

ア 「特色化選抜」において、中学3年生が出願する高等学校をよりの確に選択することができるよう、各高等学校が示す「求める生徒像」のさらに具体的な表現や各高等学校で実施する検査ごとの比重がより明確になるよう、それぞれの検査の満点を示す等、選抜の内容や基準についてはできる限り分かりやすく示す。

ただし、この場合、中学校教育等に与える影響を勘案し、情報の提示内容や方法については十分に配慮する必要がある。

イ 「特色化選抜学力検査」を実施する場合には、「特色化選抜学力検査」以外の検査を組み合わせて評価する。

ウ 「特色化選抜」において、「調査書」の記録と実施する検査の結果の比率が7：3～3：7の範囲となるよう各高等学校長が定めるものとする。

<「一般選抜」について>

「一般選抜」では、「調査書」の評定と「一般選抜学力検査」の結果を均等に評価する。このことにより、「調査書」について一定の取り扱いを確保するとともに、基準が統一され、中学3年生が中学校における自身の学習の成果や試験の結果等を参考にして、出願する高等学校をよりの確に選択することができるようになることを考える。

<中学校の「調査書」について>

「調査書」については、中学校3年間の学習の成果について成長の過程も加味して評価することが望ましいことから、第1学年から第3学年の単純合計ではなく、第3学年の評定を倍して取り扱い、第3学年の成績により重きをおいた評価とする。

<外国人生徒の入試上の配慮について>

外国人生徒の入試上の配慮については、最近の急激な経済状況の変化により、外国人生徒を取り巻く状況が不透明で見通しがたない状況にあること、また、平成21年度入学者選抜における改善事項の成果及び課題を検証する必要があることから、現時点での制度の変更は行わないことが適当である。

◆ **各選抜方法の在り方について**

今回の改善が、現行の「特色化選抜」及び「一般選抜」の趣旨をより明確化することを目指すものであることから、改善方策の具体化により、「特色化選抜」及び「一般選抜」の意義や目的等について、再度、以下のとおり整理し、より分かりやすく周知した上で実施することが望ましい。

○ **本県の入学者選抜（全日制課程）の意義や目的等**

特色化選抜	一般選抜
<p><制度の意義・目的> 各高等学校が定める多様な選抜方法によって、受験生の学ぶ意欲や優れた面、努力の成果、活動や学習の実績を多面的に評価する選抜制度</p> <p><制度の特色></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各高等学校が、それぞれの教育方針や教育内容等を明らかにし、それらに対応した高等学校ごとの選抜を実施 ・ 選抜方法や選抜尺度の多元化による多面的評価 ・ 各高等学校が、中学校の「調査書」及び「面接」「小論文」「実技検査」「自己表現」「特色化選抜学力検査」の多様な選抜資料を選択し組み合わせて実施 (「特色化選抜学力検査」を実施する場合には、「特色化選抜学力検査」以外の検査を組み合わせて評価) <p><出願> 各高等学校が示す教育方針・教育内容や「求める生徒像」等を参考に、受験生がより主体的に自らの個性や希望にあった高等学校を選択し出願</p>	<p><制度の意義・目的> 県内ほぼ同一の選抜方法及び基準によって、中学校の学習の成果を評価する選抜制度</p> <p><制度の特色></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校の「調査書」と「一般選抜学力検査」による選抜をすべての高等学校において実施 ・ 中学校における学習の成果を中心に評価 ・ 「調査書」の評定及び「一般選抜学力検査」の結果を均等に評価 <p><出願> 受験生が主に中学校における学習状況をより的確に判断して、自らの希望等にあった高等学校を選択し出願</p>

なお、定時制課程及び通信制課程の入学者選抜については、全日制課程の入学者選抜と同一またはそれに準じて実施している部分もあることから、今回の改善方策の具体化にともなって必要な改善を図ること。